

横浜市教育委員会 定例会会議録

- 1 日 時 平成27年5月1日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 岡田教育長 西川委員 今田委員 間野委員 坂本委員 長島委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 27 年 5 月 1 日（金）午前 10 時 00 分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

3 請願等審査

受理番号 1 教科書採択に関する陳情書

4 審議案件

教委第 2 号議案 平成 27 年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

教委第 3 号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第 4 号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

教委第 5 号議案 訴訟等に関する教育長臨時代理について

教委第 6 号議案 教職員の人事について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

岡田教育長

よろしいでしょうか。それでは、会議を始めます。

初めに、会議録の承認を行います。4月3日の会議録の署名者は今田委員と間野委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、前回4月24日の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

齋藤教育次長

【一般報告】

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○4/27 スクールミーティング（飯田北いちょう小学校）

教育次長の齋藤でございます。それでは、私から一般報告をさせていただきます。

市教委関係ですが、4月27日にスクールミーティングを泉区の飯田北いちょう小学校で行いました。テーマは外国籍児童、外国につながる児童が多い飯田北いちょう小学校の現状、成果と課題を把握することでございます。学校長から学校の特色について説明を受け、授業参観、施設の視察、それから学校長等との懇談、そして児童と給食をともにいたしました。報告は以上でございます。

岡田教育長

報告が終了いたしました。御質問等がございますでしょうか。

特に御質問等がなければ、次に議事日程に従い、請願等審査に移ります。受理番号1の陳情書について、審査を行います。所管課から説明いたします。

長谷川指導部長

指導部長の長谷川でございます。平成27年4月17日に受理いたしました受理番号1の陳情書について、考え方を指導主事室長から説明いたします。

直井指導主事室長

おはようございます。指導主事室長直井でございます。よろしくお願ひいたします。受理番号1の陳情書についての考え方でございます。市立学校で使用する教科書については、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において適正・公正に採択を行ってまいります。以上でございます。

岡田教育長

所管課からの説明が終了いたしました。御質問等がございますでしょうか。

特に御意見等がなければ、受理番号1の陳情書については、所管課の考えに沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。

以上で請願等審査を終了いたします。

次に議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第4号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」、教委第6号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、教委第5号議案「訴訟等に関する教育長臨時代理について」は、訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第4号議案、教委第5号議案及び教委第6号議案は、非公開といたします。

議事日程に従い、教委第2号議案「平成27年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、所管課から御説明いたします。

長谷川指導部長

指導部長の長谷川でございます。よろしく願いいたします。教委第2号議案「平成27年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、御提案いたします。御審議のほどよろしく願いいたします。ページを1枚おめくりいただき、裏面の提案理由でございます。教科用図書の手続きにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されております。平成27年度における横浜市の教科書採択にあたり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したためでございます。

では、内容につきましては、指導主事室長より説明いたします。

直井指導主事室長

指導部指導主事室直井でございます。よろしく願いいたします。提案理由の右側、3ページにあります平成27年度横浜市教科書採択の基本方針（案）でございます。読み上げて提案とさせていただきます。

平成27年度横浜市教科書採択の基本方針（案）、前文。教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織配列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。よって、横浜市教育委員会は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり平成27年度横浜市教科書採択の基本方針を定める。

1、教科書の採択について。（1）、平成27年度は、次の教科書を採択する。
ア、中学校及び中高一貫教育校である南高等学校附属中学校において平成28年度から平成31年度まで使用する教科書。イ、高等学校及び中高一貫教育校である南高等学校において平成28年度に使用する教科書。ウ、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成28年度に使用する教科書。

なお、小学校において使用する教科書は、平成26年度に採択した教科書を平成30年度まで継続使用する。

ここで1点補足させていただきます。ア、中学校及び中高一貫教育校である南高等学校附属中学校についてです。前回の23年度は中学校と附属中学校を別立てで諮問し答申を受けていましたが、今回は同一の教科書を使用する方向で両者をまとめさせていただきたいと考えています。理由としましては、現在も両者は同一の教科書を使用し、補助教材の活用や指導形態の工夫など、特色ある教育活動によって生徒の意欲が高まり、効果を十分上げていること、同一の教科書による実践や研究を市内に提案発表して中学校の学力向上に寄与してもらうことなどです。また、採択につきましては、関係法令に基づき分けて採択したいと考えています。

続いて、イ、高等学校及び中高一貫教育校である南高等学校につきまして、昨年度から変更し、両者を一覽で取り扱い、採択は分けて行いたいと考えています。

補足は以上でございます。読み上げの提案に戻らせていただきます。

(2)、横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書の中から採択する。

(3)、採択が終了した後に、高等学校及び南高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覽の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2、採択の基本原則。(1)、公正かつ適正な手続き。文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の権限と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続によって採択を行う。

(2)、教科書の調査研究。教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

(3)、静ひつな採択環境の確保。教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

(4)、開かれた採択の実施。基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、開かれた採択に努める。

3、採択の観点。教科書の採択に当たっては、「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現を目指して、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

(1)、教育基本法、学校教育法、学習指導要領、「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

(2)、「横浜教育ビジョン」及び「第2期横浜市教育振興基本計画」に基づく学習活動に適したものであること。

(3)、教科書として、内容の配列、分量が適切で、資料等の表現が児童生徒にとって使いやすい工夫がされていること。

高等学校。(4)、高等学校及び南高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

特別支援学校及び小・中学校個別支援学級。(5)、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4、採択の流れ。(1)、教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、別途定める具体的な調査項目に基づいて、調査・審議を諮問する。

(2)、審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するに当たりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。

(3)、教育委員会は、審議会答申を受けて、その権限と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5、調査研究について。(1)、中学校用教科書。ア、教科書。審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

イ、学習実態。審議会は、中学校及び南高等学校附属中学校の生徒の学習実態等について十分に調査研究を行う。

(2)、高等学校用教科書。ア、教科書。審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ、学習実態。高等学校及び南高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

(3)、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書。ア、教科書。審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び平成28年度使用一般図書一覧に登載された一般図書について、十分に調査研究を行う。イ、学習実態。特別支援学校及び小・中学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

6、その他。基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

以上でございます。よろしく願いいたします。

岡田教育長 読み上げによって、所管課から説明が終了いたしました。御質問等はございますでしょうか。

今田委員 7ページの読み上げがなかったのですが、7ページはどのような取扱いですか。

岡田教育長 それでは、6ページまでのところで特に御質問がないようでしたら、7ページの具体的な調査項目の説明をお願いいたします。

直井指導主事 7ページについてでございます。先ほど読み上げさせていただきました4ページにあります採択の観点の(1)から(3)につきまして、具体的に書かせていただいたものでございます。7ページを御覧ください。先ほど読ませていただき

ましたように、教科書目録に載っているもの全てを広く調査するというので、その調査項目を採択の観点（１）から（３）について書かせていただいたものでございます。

採択の観点（１）につきましては、先ほどの基本方針にもありましたが、関係法令及び学習指導要領、「横浜版学習指導要領」に関するものについての４項目でございます。

続きまして、採択の観点（２）につきましては、「横浜教育ビジョン」及び「第２期横浜市教育振興基本計画」に基づく横浜の観点として設定させていただいている８項目でございます。

それから、観点（３）につきましては、体裁等と書かせていただいておりますが、内容の配列、分量、資料等の表現、ユニバーサルデザイン、その他表現上の工夫等につきましては、観点（３）として置かせていただきました。

この具体的な調査項目をもとに調査・研究を進めて参りたいと考えております。

８ページにつきましては、採択の観点（４）としまして、高等学校について。採択の観点（５）としまして、特別支援学校及び小・中学校の個別支援学級についてということで、繰り返しになりますが、先ほど読み上げさせていただいた基本方針に書かれたところをより具体的に書かせていただいております。以上でございます。

岡田教育長 ７ページ、８ページの採択の観点も方針に含まれますので、ここまで含みますので、御意見、御質問がありましたらよろしく願いいたします。

西川委員 ５ページの採択の流れの（１）のところに、「教育委員会は」とありますよね。その「別途定める具体的な調査項目に基づいて、調査・審議する」という、その「別途定める具体的な調査項目」が７ページのところということですよ。わかりました。

直井指導主事室長 はい。説明が足りず、申し訳ありません。

坂本委員 ３ページの（３）です。「採択が終了した後に問題が起こったときは、教育委員会が採択した教科書の中から、児童生徒の実態等に応じて教科書を選択し」というのは、誰が教科書を選択するのですか。どういうことか説明していただければ結構です。「教育委員会が採択した教科書一覧の中から」の「教育委員会が」という主語は、「一覧の中から」に関わっている訳ですね。

直井指導主事室長 はい。

坂本委員 ですから、その後の「児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う」の主語は何ですか。

直井指導主事室長 教育委員会です。

坂本委員 教育委員会が全てですか。

直井指導主事 室長	はい。
坂本委員	高等学校、それから特別支援学校について、発行者が何かあってだめなときは教育委員会がやると。
直井指導主事 室長	はい、そうでございます。
今田委員	今、先生が質問されたのは、もう少しかみ砕いて言ってもらったほうがわかりやすいのではないですか。
岡田教育長	採択の手続が最初まで戻るのですかと、発行者の都合でそれができなくなった場合に、どこまで手続が戻って、教育委員会はこの場合は何をすることかと思うので、そこを説明していただくと。
直井指導主事 室長	全て最初まで戻るということではなくて、高等学校及び南高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級においては一覧で採択をするということでございますので、その採択した教科書の中から、より子供たちの状況にふさわしいものを選び直すということです。
岡田教育長	いいですよ。そこで手を挙げて発言していただければ構わないですよ。どうぞ。
宮城指導主事 室首席指導主 事	指導主事室の宮城です。発行者の都合によってという場合は、例えば、教育委員会として採択した教科書の発行者が倒産してしまった場合にその教科書が支給されない状況になったときに改めてこの採択一覧の中から選ぶという、そういう意味になります。
今田委員	私が質問したわけではないのですが、いいですか。
岡田教育長	はい、どうぞ。
今田委員	坂本先生が言われたのは、あえてここに高等学校と特別支援学校だけこういう記述があるのはなぜなのですかと。中学はなくて、高等学校と特別支援学校、個別支援学級の分について書いてあるのはなぜなのですかと。3ページの1の(3)のところで、「発行者の都合等によって」というのは、中学校が入ることも考えられるわけですが、含めていないでしょう。だから、ここは高等学校と特別支援学校だけなのはなぜですかという、そういう質問ですよ。せっかくたくさん今日は傍聴者が見えているから、緊張するのはいいけれども、やはりわかりやすく説明したほうがいいですよ。
岡田教育長	お願いします。
長谷川指導部 長	すみません。先ほど御指摘いただいた点なのですが、中学校と高等学校というのは採択の方法が違っているということで、1の(3)では高等学校、そ

れから南高等学校、あと特別支援学校もそうですが、中学校とは採択の方法が違うということで、こういうような書き方になっております。

岡田教育長 採択の方法が違うから、何でこれだけ取り出して書くのですかということについて説明をお願いします。

今田委員 また後で丁寧に教えてもらえばいいでしょう。

野口指導主事 中学校の場合には、検定済教科書の発行者が倒産するようなことを想定していないものでございまして、供給可能というところで中学校と、高等学校、特別支援学校とを分けているのはそういうことだと思われま。以上です。

岡田教育長 高等学校とか特別支援学校は細かく採択をします。供給量が非常に少ない発行者から選ぶ可能性がありまして、供給量が少ないということは立ち行かなくなる出版社もあり得るということで、こういう書き方をさせていただいています。一覧の中からというのは、教育委員会がこれを採択していくときに、一覧で採択し、その中から学校を選ぶということを決めますので、その一覧の中であれば、教育委員会が選んだ一覧の中からもう一度教育委員会が「これでいいですよ」と承認をするという形になります。私の説明が間違っていたら補足をしていただきたいと思いますけれども。

坂本委員 それだったら、最後に選ぶ主語は学校ですよ。

岡田教育長 いえ、違います。

直井指導主事 高等学校と特別支援学校、個別支援学級については、各学校がいろいろな状況の中で複数の、たくさんの教科書を教育委員会として採択するという形になりますので、例えば、ある学校が選んだものが発行者の都合で供給できなくなったときには、違う学校が選んで採択されたもので、子供たちの実態に合うような教科書があれば、それを充てるということについては、遡って採択の手続きはしないということでございます。

坂本委員 それは1つしかないのですか。ほかの学校に当てはめたものは複数あるのでしょうか。その中から「どうぞ、選んでください」ということなのではないですか。

直井指導主事 そうです。もともと高等学校や特別支援学校につきましては、学校長が児童生徒の実態を見る中で、意見報告を教科書取扱審議会に出しますので、それと同じように、もしも採択された教科書が供給されなくなった場合には学校が改めて報告するというにはなりますけれども、あくまでも採択については教育委員会が最終的に決めるということでございます。

坂本委員 ありがとうございます。

岡田教育長 他に御質問、御意見はございますでしょうか。

長島委員 今の確認なのですが、結局は一覧の中から選ぶのは構わないが、最終的に「いいよ」と言うのは学校なのか、教育委員会かということですよ。ですから、こ

ここで再度同じ場を設定してやるかどうかという確認をしたいということですよ。ですから、もう一度この会がそのために開かれるのかということ、幾らその一覧の中から選んだとしても、再度、「A社がだめだったので、B社のこれを採択します」という確認を行う場はあるかどうかという、それによって、教育委員会が決めたということになるので、その質問です。

直井指導主事室長 採択については、教育委員会にさせていただくということですので、今までに例はないかもしれないのですが、改めて適切な時期のこの会で最終的に決めていただくということになろうかと思えます。

坂本委員 それを学校が受け入れるのですか。

直井指導主事室長 はい。学校の意見に基づいて、教育委員会で採択していただいて、学校が受け入れるといたしますか。

坂本委員 最後に受け入れるのは学校ですね。

直井指導主事室長 そうです。

坂本委員 学校が嫌だと言ったらまたやり直しですか。

直井指導主事室長 いえ、意見に基づいて、先ほどの基本方針のところにも書かせていただいているのですが、高等学校ごとに、種目ごとに学校長から意見報告を取扱審議会が求めて答申が作られ、それに基づいて教育委員会が審議し採択していただきますので、学校が嫌だと言うことは多分ないのではないかと考えます。

坂本委員 だから、ここに書いてあることは、書いてあるほど大きいことではないのですね、要するに。わかりました。

岡田教育長 要するに、手続が戻るということですよ。

直井指導主事室長 最初までは戻りませんが、少し戻るということです。

岡田教育長 他によろしいでしょうか。それでは、他に御意見等がなければ、教委第2号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

岡田教育長 それでは、原案のとおり承認させていただきます。
次に、教委第3号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」、所管課から説明いたします。

長谷川指導部長 では、教委第3号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」、御提案いたします。1枚おめくりいただいて、裏面を御覧ください。提案理由でございますが、横浜市立中学校及び南高等学校附属中学校において平成28年度から平成

31年度まで使用する教科書、高等学校及び南高等学校並びに特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成28年度に使用する教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問をするためでございます。

では、内容につきましては、指導主事室長より説明をさせていただきます。

直井指導主事
室長

引き続きよろしくお願いたします。それでは、右側3ページでございます。横浜市立学校の教科書の取り扱いについて（諮問）。次に掲げる教科書の取り扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。

1、中学校及び中高一貫教育校である南高等学校附属中学校において平成28年度から平成31年度まで使用する教科書。2、高等学校及び中高一貫教育校である南高等学校において平成28年度に使用する教科書。3、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成28年度に使用する教科書。

4ページでございます。理由。教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織配列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり「平成27年度横浜市教科書採択の基本方針」を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きのもと、教育委員会の権限と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、「横浜市教科書取扱審議会」に対し調査・審議を諮問する。

以下の部分につきましては、基本方針の調査研究の部分と重なりますので、省略をさせていただければと思います。諮問につきましては、以上でございます。

岡田教育長

所管課からの説明が終了いたしました。御質問等はございますでしょうか。

今田委員

ページ名でいうと、5ページの後ろに別添というのが入るわけですか。

直井指導主事
室長

そうです。先ほど基本方針として承認いただいたものです。

今田委員

そうすると、正式に出すときには、5ページの後ろに別添のページが出てくるわけですね。

直井指導主事
室長

はい。審議会等を行う場合には、この諮問文に基本方針を添えて、扱わせていただきます。

今田委員

別紙理由を添えて、別紙理由というのは4ページの「以下、基本方針を」のこの部分が全部付くわけですね。

直井指導主事室長 はい。

今田委員 わかりました。

岡田教育長 他によろしいでしょうか。他に御意見等がなければ、教委第3号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員 <了 承>

岡田教育長 それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了いたしました。その他、委員の皆さんから何かございますでしょうか。
では、事務局から、報告をお願いします。

古橋総務課長 4月30日、1団体から教科書採択に関する要望書2件が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。
次回の教育委員会臨時会は、5月22日、金曜日の午前10時からの開催を予定しております。よろしく願いいたします。

岡田教育長 それでは、次回の教育委員会臨時会は5月22日、金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。
次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も御退席をお願いいたします。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第4議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第5議案「訴訟等に関する教育長臨時代理について」
(原案のとおり承認)

教委第6議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

岡田教育長 本日の案件は以上です。
これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時48分]